

商品概要説明書

営農ローン

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商 品 名	営農ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○貸付時（貸付実行日）の年齢が満 20 歳以上の方。○農産物を販売しており、農業その他の収入を合算して、前年税込年収（所得）が 150 万円以上ある方。○当 J A との間取引実績（農産物代金の口座振込のほか、公共料金の口座振替、定期貯金・定期積金の取引）があり、信用状況に不安のない方（借入金返済の延滞、経済事業における所定の期日経過後の未払い金がない）。○当 J A との間で、営農貸越取引および営農ローン取引を行っていない方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金用途	<ul style="list-style-type: none">○営農に必要なご資金とします。 原則として肥飼料、農薬、機械部品、燃料、種苗、包装・保温資材等の農業生産資材購入代金を対象とします。※大型農機具、運搬車輛の購入資金等長期にわたる返済が必要な資金に対しては本ローンの対象とはしません。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○50 万円以上 1,000 万円以内（300 万円未満は 50 万円単位、300 万円以上は 100 万円単位）とします。 ただし、ご利用額が 150 万円以上の場合は、ご利用額以上の農業収入が必要であり、ご利用額が 400 万円以上の場合は、担保価格の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとします。
借入利率	【変動金利型】 お借入は、お借入日の当 J A 所定の利率を適用させていただきます。 <ul style="list-style-type: none">○お借入利率には、年 0.5% の保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせ下さい。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○随時、指定口座に入金されることをご返済できます。○指定口座に入金された農産物販売代金等を返済財源とします。
利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none">○毎日の貸越金の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年 365 日とする日割計算とします。
利息・保証料の徴求	<ul style="list-style-type: none">○貸越利息および保証料は、毎年 2 月 8 月の貯金利息元加日に指定貯金口座から自動引落、または貸越元金に組入れさせていただきます。ただし極度額を超える場合には、借主は当 J A からの請求がありしだい極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。
担保	<ul style="list-style-type: none">○契約額が 300 万円を超える場合には担保が必要となります。○担保は不動産とし、不動産には原則、第一順位の根抵当権を設定します。

	<p>なお、建物には火災共済を付け、その共済金請求権に質権を設定します。</p> <p>○根抵当権設定者は原則として香川県農業信用基金協会とします。</p>
保証	<p>○当 J A が指定する保証機関（香川県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、契約額が 400 万円または 500 万円の場合には、担保に代えて当 J A の定める条件を満たす連帯保証人を求める場合があります</p>
保証料	<p>○保証料（0.5%）は指定普通貯金口座からの引落とし、または貸越元金に組入れする方法により、毎年 2 月と 8 月の貯金利息元化日にお支払いただきます。</p>
手数料	<p>○頂いておりません。</p>
苦情処理および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部金融管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p> <p>岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
そ の 他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明な点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 香川県

（注） 1 借入利率は、「変動金利型」とします。